



プールびらき

みんなでひらく・しまだの明日

しまだ  
みらい創造プラン

2014-2017

島田市総合計画(後期基本計画)

SHIMADA

平成26年3月  
島田市



## はじめに

島田市は、平成17年5月5日に旧島田市と旧金谷町との合併により誕生し、さらに平成20年4月1日の旧川根町との合併を経て、人口10万人余の大井川中流域の中核都市として発展してきました。

二度目の合併直後の平成21年3月には、「島田市・金谷町 新市建設計画」と「島田市・川根町 合併市町村基本計画」を踏まえた総合計画を策定し、以降、当市が目指す将来像「人と産業・文化の交流拠点 水と緑の健康都市 島田」の実現に向け、市民福祉の向上に資する施策を展開してきました。



このたび、総合計画前期基本計画が平成25年度をもって終了することから、新たに今後4年間のまちづくり計画である「総合計画後期基本計画(しまだみらい創造プラン 2014-2017)」を策定いたしました。

現在、当市が置かれている環境は、少子高齢化・人口減少の進行や逼迫した財政状況などにより、極めて厳しい状況にあります。これを受け、「しまだみらい創造プラン」では、1つ1つの課題に対し着実・的確に対応するため、新規事業を含め幅広い分野における施策や取組を盛り込んでおります。「ここにしかない個性を大切に」という基本理念に沿い、当市固有の優位性やオリジナリティを最大限に生かした施策を展開してまいります。

富士山静岡空港や新東名高速道路島田金谷インターチェンジなどの高速交通基盤は、他の地域にはない貴重な資源であり、その活用の可能性は無限に広がっています。また、大井川の清流をはじめ、豊かで魅力あふれる自然は市民にとどまらず、多くの人々を魅了する力をもっています。これらの当市のオリジナリティや優位性を生かすとともに、長い歴史の中で培い受け継がれてきた文化や産業を守り育ててまいります。さらに、新たな取組である自治基本条例に象徴される市民参加による市政運営を一層進め、協働の力あふれる、市民・行政がともに飛躍できるまちづくりに努め、「信頼されるまち」そして、「安心実感都市」の創造を念頭に、総合計画後期基本計画の実践に邁進してまいります。

結びに、アンケート調査やタウンミーティングを通し、総合計画の策定を支えてくださった多くの皆さまに衷心から感謝申し上げます。

平成26年3月

島田市長 漆谷絹代

## 目次

第1部 総合計画.....	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	2
2 計画の役割.....	2
3 計画期間.....	3
4 計画の構成.....	3
第2部 基本構想.....	5
1 基本構想の策定趣旨.....	6
2 基本理念.....	7
3 将来像.....	9
4 市民・事業者・行政の責務.....	10
5 土地利用構想.....	11
6 施策の大綱・施策の柱.....	20
7 施策の体系.....	26
第3部 基本計画.....	29
I 基本計画の前提.....	30
1 人口・世帯数・就業者数の将来見通し.....	30
2 市民意識の状況.....	35
3 近年の社会情勢.....	41
4 まちづくりの主要課題.....	44
5 前期計画の評価と後期計画への施策の位置づけ.....	49
II 重点プロジェクト.....	52
1 ほっと定住プロジェクト.....	53
2 やりがい協働プロジェクト.....	54
3 にぎわい交流プロジェクト.....	55
III 後期基本計画.....	56
基本計画の見方.....	56
第1章 都市基盤が充実し、ひとやもの、情報が活発に交流するまち.....	59
1-1 全国・世界へ広がる物流・交流拠点の形成.....	60
1-2 総合的な道路網の整備.....	64
1-3 公共交通基盤の整備.....	68
1-4 住環境の整備.....	72
1-5 公園緑地の整備.....	76
1-6 魅力ある景観の保全.....	80
1-7 地域情報化と電子自治体の推進.....	82

第2章 市民が安全・安心に暮らせるまち .....	87
2-1 危機管理体制の強化 .....	88
2-2 地震、風水害、土砂災害対策の充実 .....	92
2-3 消防・救急・救助体制の充実 .....	96
2-4 地域防犯体制の強化 .....	100
2-5 交通安全対策の充実 .....	102
2-6 消費生活対策の充実 .....	106
第3章 産業がいきいきと活発なまち .....	109
3-1 農林業の振興 .....	110
3-2 工業の振興 .....	116
3-3 商業・サービス産業の振興 .....	120
3-4 観光の振興 .....	122
第4章 だれもが健やかで幸せに暮らせる健康・福祉のまち .....	127
4-1 地域福祉の推進 .....	128
4-2 子ども・子育て支援の推進 .....	132
4-3 高齢者福祉の推進 .....	138
4-4 障害者福祉の推進 .....	142
4-5 健康づくりの推進 .....	146
4-6 地域医療の充実 .....	150
4-7 国民健康保険事業の健全な運営 .....	154
第5章 自然と共生する資源循環型のまち .....	159
5-1 環境への負荷を低減させるまちづくりの推進 .....	160
5-2 循環型社会の推進と生活環境の保全 .....	164
5-3 自然環境の保全と活用 .....	168
5-4 環境教育の充実 .....	172
第6章 人を育て、歴史を大切に新しい文化を創造するまち .....	175
6-1 学校教育の充実 .....	176
6-2 生涯学習の充実 .....	180
6-3 青少年の健全育成 .....	184
6-4 スポーツの振興 .....	188
6-5 文化・芸術活動の振興 .....	192
6-6 歴史資源の保存と活用 .....	194
第7章 市民と行政がともに創る、活力に満ちたまち～まちづくりの進め方～ ..	199
7-1 市民参加・地域主体のまちづくりの推進 .....	200
7-2 人権の尊重、男女共同参画社会の形成 .....	204
7-3 公共施設の整備と適正配置 .....	208
7-4 国内外の地域との交流促進 .....	212
7-5 開かれた行政と行財政の効率化 .....	216

資料編	221
1 財政計画	222
2 総合計画後期基本計画の策定経過	225
3 総合計画後期基本計画の策定体制	227
4 諮問書及び答申書	228
5 島田市総合計画審議会条例、名簿	232
6 島田市総合計画策定委員会規則、名簿	234
7 総合計画後期基本計画への市民意見の反映	236
8 市民意識調査（抜粋）	246

---

---

# 第1部 総合計画

---

---



# 第1部 総合計画

## 1 計画策定の趣旨と背景

当市においては、平成20年に基本構想（平成21年度～平成30年度）と前期基本計画（平成21年度～平成25年度）で構成する「島田市総合計画」を策定し、基本構想に掲げた将来像「人と産業・文化の交流拠点 水と緑の健康都市 島田」の実現に向けてさまざまな施策を実施してきました。

その間、世界に目を向けると、リーマンショックや構造的な問題が顕在化した欧米諸国の債務危機による世界経済の減速、日本国内では、それに起因した雇用情勢や地域経済の停滞による国・地方の財政状況の悪化、少子高齢化のさらなる進行など、社会経済情勢が大きく変化し、先行きが不透明な状況が続いています。

また、平成23年3月に発生し甚大な被害をもたらした東日本大震災は、防災対策のほか、エネルギー政策や地域コミュニティのあり方など新たな課題を浮き彫りにしました。

平成25年度をもって満了となる前期基本計画を引き継ぐ後期基本計画（平成26年度～平成29年度）は、こうした厳しい社会情勢の中、質的成長を重視し、市民が日々の生活において幸せを実感できる施策を盛り込んでいきます。前期基本計画の評価や課題、今後の社会状況の変化などを踏まえ、魅力あるまちづくりを実現する施策の展開により、基本構想に掲げる将来像の実現に向けて取り組む計画とします。

## 2 計画の役割

総合計画の基本構想については、地方自治法により自治体にその策定義務が課せられていましたが、平成23年の法改正に伴い策定義務が撤廃されました。このことから、基本構想を含む総合計画の策定だけでなく、その役割についても自治体の裁量に委ねられることになりました。

当市における総合計画の扱いについては、引き続き市政運営の最上位計画として定めることとし、市民と行政が協働によってまちづくりを進めていくための総合的な指針とします。



### 3

## 計画期間

社会情勢の急速な変化に対応するため、「島田市総合計画」の計画期間を平成21年度から平成29年度までの9年間に改め、「後期基本計画」の計画期間を平成26年度から平成29年度までの4年間とします。

年度(平成)	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	…
基本構想	基本構想									次期計画			
基本計画	前期基本計画					後期基本計画 (本計画)				次期計画			
実施計画						[実施計画]			[実施計画]				

### 4

## 計画の構成

本計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

#### (1) 基本構想

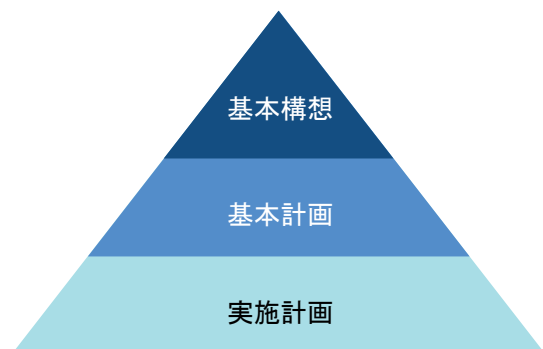
市の目標とする将来像及びこれを達成するために必要な施策の大綱。

#### (2) 基本計画

基本構想に基づき、必要な施策を体系化し、個々の施策を計画的に進めていくための具体的な指針。社会経済環境の変化等に的確に対応するため、計画期間を前期と後期に分割します。

#### (3) 実施計画

基本計画に位置づけられた、個々の施策の実効性を担保する予算編成における具体的な指針。計画期間を3年とし、毎年度ローリング方式により見直します。





---

---

## 第2部 基本構想

---

---



## 第2部 基本構想

---

### 1 基本構想の策定趣旨

本格的な少子超高齢社会の到来や経済の低成長、環境問題の深刻化、国・地方を通じた厳しい財政状況など、近年の社会経済状況は大きく変化しています。当市においても、少子高齢化や人口減少への対応、発生が危惧される南海トラフ巨大地震への対応、地域経済の活性化、豊かな自然環境の保全などさまざまな課題があります。

こうした中、多様化する地域の課題やニーズに的確に対応し、より自立した市であるためには、合併という基本的な枠組みの変化を踏まえ、静岡県の志太榛原・中東遠地域の拠点都市として、さらなる発展を目指していく必要があります。

そこで、平成29年度を目標年次とした基本構想を策定し、まちづくりの目標となる将来像と、これを達成するために必要な施策の基本的な方向を定めるものです。

策定にあたっては、「島田市・金谷町新市建設計画」及び「島田市・川根町合併市町村基本計画」との整合を図りつつ、島田市総合計画審議会での検討内容や市民意識調査（住民アンケート調査）の結果、タウンミーティング等で出された意見などを十分に踏まえたものとしています。

基本構想は、平成29年度までの市政運営における指針であると同時に、当市の市民や事業者、さまざまな団体にとってもまちづくりの共通の目標となるものです。この計画を市民・事業者・行政が共有し、互いに連携・協働しながら、総合的かつ計画的なまちづくりを推進していきます。

## 2

## 基本理念

これからのまちづくりを進める上で、基礎となる考え方を「まちづくりの基本理念」として定めます。これは、市民一人ひとりが、意識をもって取り組むまちづくりの共通の指針となるものです。

ここにしかない「個性」を大切に  
どこよりも「元気」に  
ともに支え合い「協働」して

### ◆ここにしかない「個性」を大切に

大井川や牧之原台地などの自然環境、茶やバラに代表される一次産品、大井川鐵道のSLや川根温泉、田代の郷温泉などの観光交流資源、大井川川越遺跡や蓬萊橋といった歴史・文化資源など、当市にしかない資源を守り、未来に伝えます。

これらの資源を、身近な生活環境の向上をはじめ、産業の活性化や教育・文化活動の振興、市民の健康づくりなど、快適な生活空間づくりやまちの魅力・個性の強化に積極的に活かすことで、この地域だからこそ住みたくなる、いつまでも住み続けたいまちづくりを目指します。

### ◆どこよりも「元気」に

富士山静岡空港及び東名高速道路、新東名高速道路のインターチェンジといった高速交通拠点や大井川流域の豊かな地域資源を有する地域特性を活かし、人や地域が相互に連携し、呼応しあった相乗効果の高いまちづくりを目指します。

その中で、技術・ノウハウ・知識を結集させ、豊かな水や優れた交通条件などの当市の利点を活かした企業の立地を促し、十分な雇用の場が確保されるよう、産業の活性化を図ります。

地域の魅力・個性を積極的に発信することで、多くの人を訪れ、にぎわいにあふれるまちづくりを進めます。

こうした取組の中で、新たな元気・活力を呼ぶ若者の定住化を促進し、輝く未来を担う豊かな人材が育っていくまちづくりを進めます。

### ◆ともに支え合い「協働」して

だれもがお互いを認め合い、支え合いながら、世代を超えて健やかに暮らせるまちづくりを目指します。

このため、自主的・自発的なコミュニティ活動や市民活動を促進し、市民自らが自らの住むまちをより良くしていこうとする市民主体のまちづくりを進めます。

郷土を愛する思いのもと、市民・事業者・行政それぞれが互いにその特性や役割を理解し、相互の信頼関係に基づく対等な立場で、ともに力を合わせる協働のまちづくりを進めます。

「まちづくりの基本理念」を踏まえ、本市が目指す「まちの将来像」を次のとおり定めます。将来像は、島田市と金谷町及び川根町の合併時に定めた“フレッシュ牧之原 ゆうゆう大井川 未来へはばたけ 輝創都市”という目指すべきまちの姿や基本的な精神を尊重しつつ、周辺市町の合併等も考慮し、今後、市民・事業者・行政がまちづくりに取り組むにあたって、さらに親しみやすくしたものとして定めるものです。

#### ＜将来像＞

### 人と産業・文化の交流拠点

### 水と緑の健康都市 島田

- 大井川と周辺の自然環境は、市民共通の財産であり、その豊かな恵みによって受け継がれ、育まれてきた流域の文化をこれからも継承し、島田市固有の資源が未来に向けて輝きを放つようなまちづくりを目指します。
- 本市固有の優れた資源を背景に、市民が創造的な取組を進める中で、まちの魅力を相乗的に高めながら、地域内外に積極的に発信することにより、人と産業・文化がいきいきと活発に交流する拠点を目指します。
- 大井川の清流、牧之原台地などの茶畑や周辺の豊かな緑によって支えられた自然環境を未来に継承しながら、まちも市民も活気と活力にあふれ、健康的に成長していく都市を目指します。

## 4

# 市民・事業者・行政の責務

将来像の実現に向け、市民・事業者・行政がともに力を合わせてまちづくりに取り組むための、それぞれの「責務」を定めます。

### (1) 市民の責務

市民は、まちづくり活動の主役であるという意識のもと、家族・地域・市民全体の幸せについて、さらには、社会全般の問題についても主体的に考え行動します。

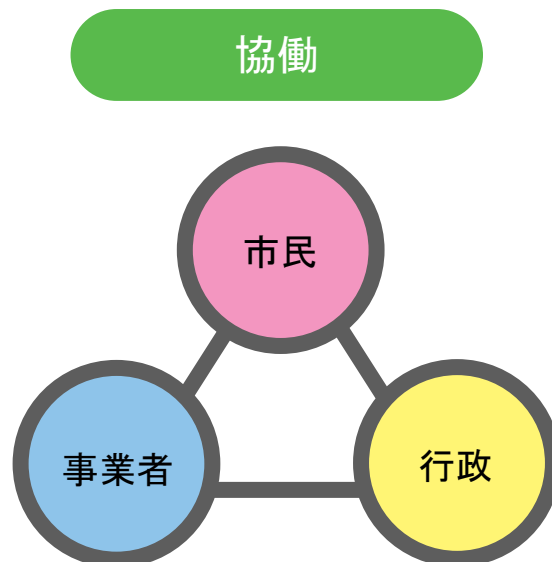
### (2) 事業者の責務

事業者は、当市の構成員であるという意識のもと、それぞれの経営理念に基づく事業活動により、安全で良質な商品やサービスなどを提供し、さらには社会貢献活動を通して、地域との信頼関係や協力関係を構築します。

### (3) 行政の責務

行政は、市民の負託を受けた公共の担い手として、将来像の実現に向け、市民の意向を踏まえつつ施策・事業を選択・実行するとともに、市民活動の支援を行う中で、総合的・計画的なまちづくりを進めます。

さらに、財政力・組織力など行財政基盤の強化を図るとともに、複雑化する行政課題に対し、効果的・効率的に対応します。





### (1) 土地利用の基本理念

土地は、現在及び将来における市民のための限られた資源であり、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤となっています。

このため、市域の土地利用については、基本的人権に最大限の配慮を払いつつ公共の福祉を優先させるとともに、自然環境に配慮しながら、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に調和した、健康で文化的な生活環境の確保と市域全体の均衡ある発展を図ることを基本理念とします。

### (2) 土地利用の基本方針

当市の土地利用は、市民意識調査の結果や計画策定の背景、土地利用の基本理念などを踏まえ、次に示す基本方針に基づき、長期的展望のもと、総合的かつ計画的に行うものとします。

#### ①自然と共生した土地利用

自然環境は次の世代へ引き継ぐ貴重な資源であることから、土地利用にあたっては、大井川や森林などの豊かな自然を保全するとともに、都市環境と調和した身近な自然の維持・復元などを進めます。また、温暖化問題など地球的視点に立って、環境への負荷の軽減を図り、自然と共生した土地利用を図ります。

#### ②災害に強い安全な土地利用

市民が安全で安心して暮らすことができるよう、南海トラフ巨大地震等による地震災害に備えた適正な土地利用を図るとともに、風水害や土砂災害等の自然災害に対応するため、河川整備の促進、農用地・森林の保全や機能の維持・向上に努め、災害に強い安全な土地利用を図ります。

#### ③市全体のバランスのとれた土地利用

商業機能や居住機能の計画的な誘導により、中心市街地から農山村地域に至るまで、周辺環境と調和したバランスの取れた土地利用を図ります。

また、既存市街地では高度利用や機能集積を促し、効率的な行政経営に貢献する土地利用を進めます。

#### ④地域の魅力や個性を生かした土地利用

郷土への愛着や誇りが育まれるよう、豊かな自然環境、茶畑、固有の歴史・文化、多彩な産業など、地域の魅力や個性を活かした土地利用を図ります。

#### ⑤快適でうるおいある土地利用

道路・公園などの都市基盤の整備や地域特性と調和した居住環境の整備により、誇りや愛着を持てる美しい景観の形成に努め、快適でうるおいある土地利用を図ります。

#### ⑥活力あふれる土地利用

地域の経済を支える農林業、商工業、観光などの産業の振興により、活力あふれる土地利用を図ります。

さらに、市内外の人が集い、活発に交流する拠点の整備・充実を図ります。

#### ⑦市民や地域の主体的な参画

土地利用の実現にあたっては、土地利用に対する市民の意識啓発を図り、市民と事業者、行政の協働による土地利用施策の取組を促進します。

また、市内の各地域間の交流・連携を図るとともに、まちづくりや森づくり、農地の保全・管理などに取り組むさまざまな活動組織の育成を通じ、市民や地域の自主的な参画によるまちづくり活動を促進します。

### (3) 利用区分別の土地利用の基本方向

土地の利用区分は、農用地、森林、水面・河川・水路、道路、宅地及びその他の6区分とし、各区分別の土地利用の基本方向は、次のとおりとします。

#### ①農用地

農用地は、農業生産活動の場としてだけでなく、国土保全、水源かん養、自然環境保全、良好な景観の形成、農耕文化の伝承などの機能を有し、市民に安心やうるおいを与えるさまざまな役割を担っています。

一方で、農業従事者の高齢化や後継者不足など、農業を取り巻く環境は厳しさを増していることから、農用地の適切な維持・管理が求められています。

このような点を踏まえ、農用地に関する土地利用の基本方向を以下のように定めます。

- ア まとまりのある農用地や土地改良事業を実施した農用地など、優良農用地については、積極的に保全します。
- イ 農業生産基盤の整備を進め、農作業の効率化、生産性の向上を図ります。
- ウ 遊休農地や耕作放棄地を的確に把握し、有効活用に努めます。
- エ 農業が体験できる場、地域住民と都市住民との交流の場など、グリーンツーリズムの要素を含む農用地の利用を進めます。
- オ 市街地や集落地内に介在する農用地については、保全すべき農用地を明確化したうえで、都市的土地利用への転換を図ります。

## ②森林

森林は、木材生産などの経済的機能だけでなく、水源かん養、土砂流出や崩壊などの災害防止、二酸化炭素の吸収源などとしての環境保全、良好な景観の形成、グリーンツーリズムの場の提供などのさまざまな役割・機能を担っています。

しかしながら、木材価格の低迷や林業従事者の減少などにより、森林の管理水準の低下が進み、適切な対応が求められています。

このような点を踏まえ、森林に関する土地利用の基本方向を以下のように定めます。

- ア 森林の持つさまざまな役割・機能が総合的に発揮できるよう、市民と行政が協力して森林資源の計画的な保全、整備、活用に努めます。
- イ 優れた自然環境を有する森林については、引き続き保全していくとともに、グリーンツーリズムや環境学習の場、自然体験学習の場などとして、市民が森林と親しむ空間を整備します。
- ウ 生態系の保全に配慮し、貴重な動植物が生息している森林の適正な維持・管理を図ります。

## ③水面・河川・水路

水面・河川・水路は、治水などの安全性の確保や安定した水供給、市民に身近なオープンスペース・親水空間の提供、生物多様性の確保など、さまざまな役割・機能を担っています。

一方で、生活排水などによる水質の悪化や河川整備などに伴う身近な自然環境の喪失、施設の老朽化などが進んでいることから、適切な対応が求められています。

このような点を踏まえ、水面・河川・水路に関する土地利用の基本方向を以下のよう

- ア 水害から市民生活を守るため、計画的な河川改修を進めるとともに、適正な維持・管理を推進します。
- イ 水質浄化や河川美化により、美しい河川空間の維持・回復を図ります。
- ウ 河川整備にあたっては、治水、利用、環境などに配慮しながら、本来の自然的姿を活かしたうるおいある水辺空間の創出を図ります。また、高水敷の有効活用や市民が水に親しみ、憩い、ふれあうことができる環境づくりを進めます。
- エ 農業生産へ安定的に水を供給するため、既存の用排水路の適切な維持・管理及び計画的な用排水路の整備を推進します。

#### ④道路

道路は、市民生活の利便性向上や活発な産業活動を支えるとともに、市全域の均衡ある発展を支える都市基盤として欠かせないものです。このことから、機能性の高い道路網の整備が不可欠であると同時に、富士山静岡空港の開港や新東名高速道路の開通など、社会環境の変化や将来の土地利用動向への適切な対応も求められています。

これに対し、限りある財源の中では緊急性や重要性を十分に考慮したうえで、需要予測を的確に見据えた現実的な対応が必要となっています。

このような点を踏まえ、道路に関する土地利用の基本方向を以下のよう

- ア 市域の交流・連携を深め、地域の均衡ある発展や市民生活の利便性の向上、都市防災機能の強化などを図るため、道路網の整備・充実を推進します。
- イ 整備にあたっては、道路整備プログラムなどの計画に基づき、緊急性、重要性などを総合的に勘案するとともに、広域交通、市内交通、生活交通のバランスを考慮します。
- ウ 農道・林道は、地域環境の保全に配慮しつつ、計画的に整備します。

## ⑤宅地

### 【住宅地】

住宅地は、豊かな生活の実現を図るための根幹的な役割を担っており、安全で快適な居住環境の形成や居住水準の向上が求められています。

また、今後も世帯数の増加やライフスタイル・価値観の多様化等による住宅地需要の高まりが予測されることから、良質な住宅地の創出に努めていく必要があります。

このような点を踏まえ、住宅地に関する土地利用の基本方向を以下のように定めます。

- ア 既存の住宅地、集落地がそれぞれ抱える生活基盤施設の整備の遅れなどの課題に適切に対応し、快適な居住環境の整備・充実を図ります。
- イ 新たな住宅地の開発については、秩序ある市街地形成の観点から、需要と供給のバランスに配慮しながら、現行の用途地域及びその周辺地域を中心に、地域に合った規模や機能を有した質の高い魅力的な住宅地の整備・充実を図ります。
- ウ 整備にあたっては、地域特性や周辺環境との調和、災害に対する安全性の確保などに十分配慮します。

### 【工業用地】

工業用地は、雇用の安定や経済の活性化を促し、市民の豊かな暮らしを支えるなど、市全体に大きな効果をもたらします。

ただし、社会構造の変化や地方分権社会に対応していくためには、地方都市のさらなる自主・自立が求められており、今後も、適切な指導のもとで、豊かな水資源や交通の優位性を活かし、産業基盤の整備に力を注いでいく必要があります。

このような点を踏まえ、工業用地に関する土地利用の基本方向を以下のように定めます。

- ア 富士山静岡空港の開港、新東名高速道路の開通などに伴う新たな産業需要や産業構造の変化に対応するとともに、地域経済の活性化や安定した雇用機会の拡大を図るため、国内外からの企業誘致などに必要な工業用地を確保します。
- イ 県の内陸のフロンティアを拓く取組や東日本大震災以降の新たなニーズへの対応として、新たな工業用地の確保に努めます。
- ウ 既存の工業用地や工業団地については、未利用地の効率的利用を進めるとともに、周辺環境に配慮し、良好な環境の維持・充実を図ります。

### 【その他の宅地】

商業・業務用地や公共公益施設用地などは、市民生活にとって欠かせないものであり、地域コミュニティの核、人々の交流の場としても重要な役割を果たしています。

一方、生活様式の変化や車社会の進展による大型店の郊外への出店などの影響で、市街地の空洞化が進んでいます。

今後は、地域特性を活かした新たな市街地空間の形成が求められており、商業の活性化や複合的な機能集積が期待されています。

このような点を踏まえ、その他の宅地に関する土地利用の基本方向を以下のように定めます。

- ア 商業・業務用地については、地域の成り立ち、環境、歴史文化などを活かした市街地の再生や大規模店舗との共生を図り、各地域における商業・業務用地の魅力の向上を図ります。
- イ 流通・研究施設の立地や交流拠点の形成、交流人口拡大に資する施設などの用地については、富士山静岡空港の開港、新東名高速道路の開通などに伴う新規の需要に対応し、商業・観光・交流機能の充実を図るため、必要な施設用地を計画的に確保します。
- ウ 文教施設、福祉施設などの公共公益施設用地については、中心市街地における交流機能の充実や地域バランスに配慮しながら、整備・充実を図ります。

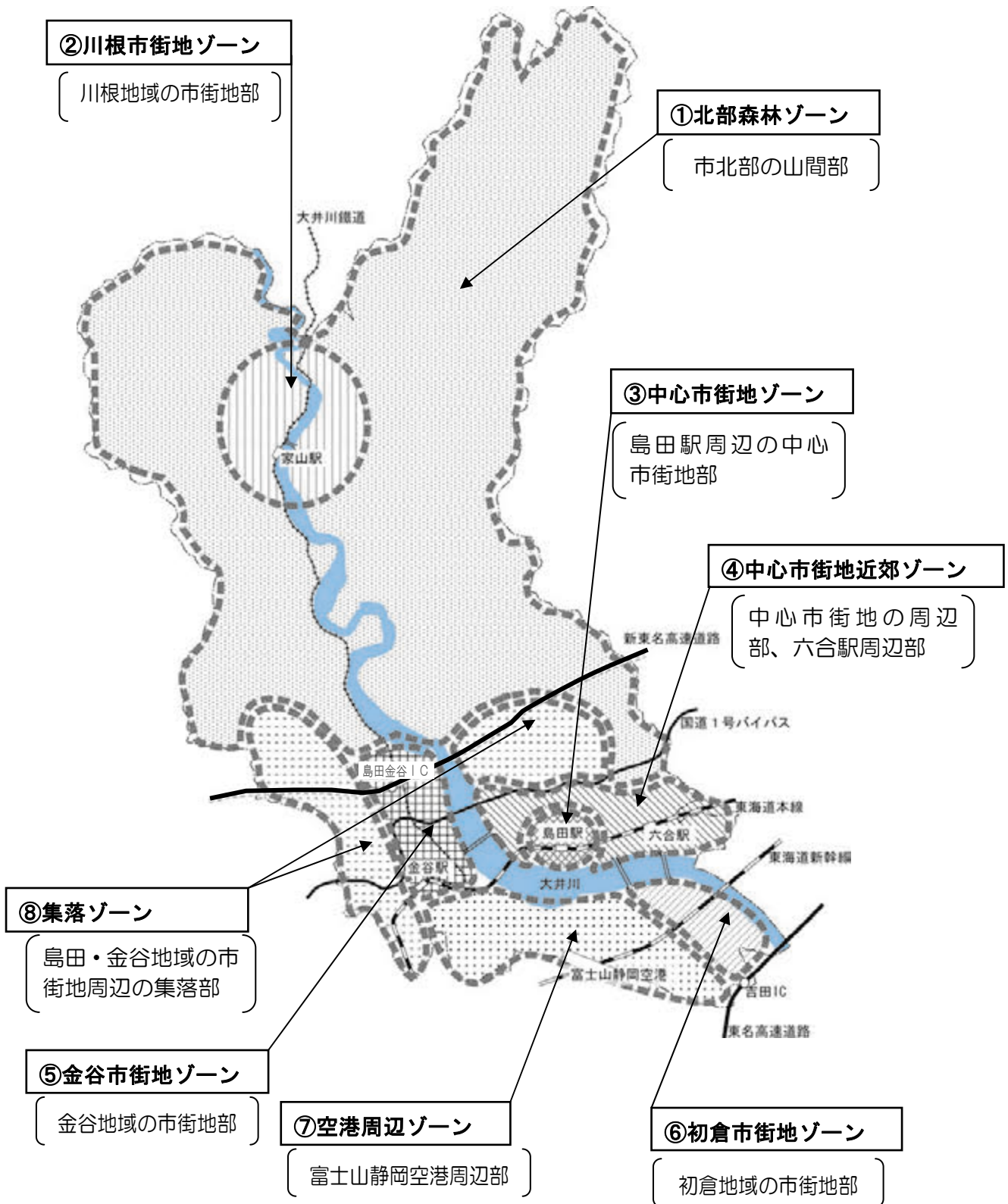
### ⑥その他

その他の土地利用のうち、主なものについて土地利用の基本方向を以下のように定めます。

- ア 公園、スポーツ・レクリエーションなどの施設については、市民の多様な需要を踏まえ既存施設の整備・充実を図ります。新たな施設整備については、地域バランスや災害時の避難地としての機能などに配慮し、計画的に進めます。
- イ 歴史・文化遺産については、当市のかげがえのない財産として、観光的・レクリエーション的な活用を含め、保全、整備に努めます。
- ウ 工場跡地などの低・未利用地については、周辺の基盤整備を進めるなど付加価値を高めることにより、土地の有効利用を促進します。

#### (4) 地域類型別の土地利用の方向

土地利用の基本方針及び利用区分別の土地利用の基本方向を踏まえて、市域を以下の地域類型ゾーンに区分し、ゾーンごとの特徴に対応した土地利用を展開します。



## 【各ゾーンの説明】

### ①北部森林ゾーン

市北部の山間部一帯は、「北部森林ゾーン」として位置づけ、人と自然との共生を目指し、森林、農用地、河川などの自然環境や水資源の保全に努めるとともに、自然が持つ多面的な機能に着目し、自然とのふれあいの場や教育の場としての活用に努めます。

### ②川根市街地ゾーン

川根地域の市街地部は、「川根市街地ゾーン」として位置づけ、うるおいのある居住環境の形成を目指し、生活基盤施設や公共公益施設の充実と自然や歴史、温泉等の地域資源を活用した市街地の形成に努めます。

### ③中心市街地ゾーン

JR島田駅を中心とする市街地一帯は「中心市街地ゾーン」として位置づけ、島田市の都市拠点の形成を目指し、商業機能、業務機能、行政機能、文化・娯楽機能、居住機能などの都市機能を集積させるとともに、島田市の玄関口として、にぎわい空間の創出に努めます。

### ④中心市街地近郊ゾーン

中心市街地の周辺部及びJR六合駅周辺部は、「中心市街地近郊ゾーン」として位置づけ、快適な居住環境の形成を目指し、中心市街地の機能を補完しつつ都市機能や生活関連施設の充実を図り、さらに産業機能との調和を図ることにより、快適な市街地の形成に努めます。

### ⑤金谷市街地ゾーン

金谷地域の市街地部は、「金谷市街地ゾーン」として位置づけ、快適な居住環境の形成と多彩な産業の集積を目指し、既成市街地を中心として都市機能や生活関連施設の充実を図るとともに、恵まれた交通条件を活かした産業集積を進めます。また当ゾーンの北部は農業振興地域であり、多くの農用地が存在することから、保全すべき農用地を明確化し、計画的な土地利用を図ります。



## ⑥初倉市街地ゾーン

初倉地域の市街地部は「初倉市街地ゾーン」として位置づけ、田園豊かな市街地の形成を目指し、既成市街地を中心として都市機能や生活関連施設の充実を図るとともに、広域交通の結節点を活かした産業集積を進めます。また、当ゾーンの大半は農業振興地域であり、多くの農用地が存在することから、保全すべき農用地を明確化し、計画的な土地利用を図ります。

## ⑦空港周辺ゾーン

富士山静岡空港周辺部は、「空港周辺ゾーン」として位置づけ、豊かな自然環境や農業と都市的土地利用が調和した臨空地域の形成を目指し、自然環境の保全・復元や農業生産基盤の整備・保全を図るとともに、交流拠点の形成、交流人口の拡大に資する施設や商業、物流施設等の集積を図り、自然環境と調和した土地利用の形成に努めます。

## ⑧集落ゾーン

島田・金谷地域の市街地周辺の集落部は、「集落ゾーン」として位置づけ、豊かな自然環境と調和した農村集落機能の充実を目指し、里山や茶畑、谷田などの地域資源を保全しつつ、生活関連施設の充実や農業生産基盤の整備・保全を図り、ふるさと空間の創出に努めます。

## 6

# 施策の大綱・施策の柱

まちの将来像を実現するため、まちづくりの目標として「施策の大綱・施策の柱」を次のとおり定めます。

(大綱 1) 都市基盤が充実し、ひとやもの、情報が活発に交流するまち  
適正な土地利用を推進する中で、富士山静岡空港、東名高速道路、新東名高速道路、JR東海道本線、大井川鐵道といった東西及び南北に広がる交通基盤を活かし、広域交流機能の一層の向上を目指すとともに、訪れた人が快適に滞在できるような取組を進め、通過点にしない“新”宿場町としてのまちづくりを目指します。また、国内はもとより海外とのひとやものの交流を促進します。

大井川に架かる橋りょうや幹線道路・生活道路の整備、コミュニティバスなどの公共交通の充実を図ることで、地域内の連携と一体化を強化し、だれもが快適に移動できる交通体系を構築するとともに、市民が安心して快適に住み続けられる住宅・居住環境の確保と公園・緑地が整備された緑豊かな都市空間の創造を目指します。

また、宿場町の歴史的なまちなみや旧東海道石畳、蓬莱橋、野守の池など、地域の魅力的な資源を活かし、心地よい景観の形成を目指します。

さらに情報通信基盤の強化により、全ての市民が等しく高度情報化社会の恩恵を享受できる地域社会を目指します。

これらの取組により、都市・生活基盤が充実し、ひとやもの、情報が活発に交流するまちを目指します。

### 施策の柱

- 1 全国・世界へ広がる物流・交流拠点の形成
- 2 総合的な道路網の整備
- 3 公共交通基盤の整備
- 4 住環境の整備
- 5 公園緑地の整備
- 6 魅力ある景観の保全
- 7 地域情報化と電子自治体の推進

## (大綱2) 市民が安全・安心に暮らせるまち

南海トラフ巨大地震の切迫性が指摘される中、地震や風水害等の自然災害だけにとどまらず、大規模な感染症やテロ・武力攻撃などのあらゆるリスクに備えるため、危機管理体制の充実を図るとともに、被害の軽減を目指した災害に強いまちづくりを進めます。

また、台風、豪雨による風水害の防除と土砂崩壊の発生を防止し、その被害の軽減を目指すとともに、林地の荒廃による倒木、土石流の未然防止と復旧による森林の保全を図り、土砂災害による被害を軽減するまちづくりを進めます。

また、多様化する災害への迅速な対応や地域に密着した消防・救急・救助体制を充実し、火災発生の防止に努め、その被害の軽減を目指すとともに、市民一人ひとりが、そして地域・関係機関が一体となった防犯のまちづくりを推進し、犯罪のない地域社会を目指します。

さらに、学校・地域の連携を強化し、交通事故から市民を守るまちづくりを進めるとともに、市民が安心して消費生活が送れる地域社会の実現を目指します。

これらの取組により、市民が安全・安心に暮らせるまちを目指します。

### 施策の柱

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 1 危機管理体制の強化     | 2 地震、風水害、土砂災害対策の充実 |
| 3 消防・救急・救助体制の充実 | 4 地域防犯体制の強化        |
| 5 交通安全対策の充実     | 6 消費生活対策の充実        |

## (大綱3) 産業がいきいきと活発なまち

農林業の生産性の向上に向け、生産基盤の整備や地産地消の取組、加工・製造、流通、販売の連携強化などを進めるとともに、茶をはじめとする当市の特産品による産業振興を目指し、併せて次代を担う後継者の育成支援を図ります。

工業については、企業立地の受け皿づくりを進めるとともに、高速交通結節点機能を活かした産業の振興と雇用の場の充実、拡大を図ります。

商業については、市街地の整備などにより、気軽に訪れ、立ち寄れる、にぎわいのある商店街づくりを進め、地元の特性を活かした活性化を図ります。また、富士山静岡空港の開港による空港関連サービス等の新たな需要に対応したサービス産業の育成を図ります。

観光については、新たな地域資源の発掘や観光を支える人材の育成のほか、業種の垣根を越えた連携を進めるとともに、各地の観光施設の充実や資源間のネットワーク化により市全体の魅力を高めます。

また、国際化と情報化に対応した地域内外への情報提供・発信により国内外からの集客力の強化を図るとともに関連施設の誘致を含め、観光サービス体制の充実を進めます。

これらの取組により、産業がいきいきと活発なまちを目指します。

### 施策の柱

- |                |         |
|----------------|---------|
| 1 農林業の振興       | 2 工業の振興 |
| 3 商業・サービス産業の振興 | 4 観光の振興 |

#### (大綱4) だれもが健やかで幸せに暮らせる健康・福祉のまち

家族や地域、企業が一体となって子育てを応援し、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを進めます。

また、子どもも、おとなも、若者も、高齢者も、障害のある人もだれもがそれぞれの力を出し合い、支え合いながら快適な生活を送ることができるよう交流活動の促進に努めるとともに、多様なニーズに対応できる福祉サービスの充実を図り、住み慣れた地域の中で、生きがいを持って暮らしていける環境づくりを目指します。

さらに、疾病予防や市民の健康維持・増進を推進し、市民の主体的な健康づくり活動を積極的に支援します。また、医療については、疾患構造の変化に対応した医療の高度化、専門化の推進に努めるとともに、市民の医療ニーズに対応した適切な医療サービスを提供するために、医療関係機関の相互協力による包括的な地域医療体制の確立に努めます。併せて、救急医療体制や災害時の医療、救護体制の充実を図ります。

また、国民健康保険事業は、財政基盤の健全化と安定的な運営に努めます。

これらの取組により、だれもが健やかで幸せに暮らせる健康・福祉のまちを目指します。

## 施策の柱

- 1 地域福祉の推進
- 2 子ども・子育て支援の推進
- 3 高齢者福祉の推進
- 4 障害者福祉の推進
- 5 健康づくりの推進
- 6 地域医療の充実
- 7 国民健康保険事業の健全な運営

### (大綱5) 自然と共生する資源循環型のまち

地球温暖化防止対策や公害防止対策など環境への負荷を低減させるまちづくりを推進することで、持続的な発展が可能な地域社会の構築に努めるとともに、廃棄物の再資源化や公共下水道の効率的な整備による循環型社会の形成を目指します。

また、河川や森林などの豊かな自然環境を守り育てる活動を支援します。

さらに、環境教育を充実させ、環境問題に主体的に取り組むことのできる人づくりなどを積極的に推進します。

これらの取組により、自然と共生する資源循環型のまちを目指します。

## 施策の柱

- 1 環境への負荷を低減させるまちづくりの推進
- 2 循環型社会の推進と生活環境の保全
- 3 自然環境の保全と活用
- 4 環境教育の充実

### (大綱6) 人を育て、歴史を大切に新しい文化を創造するまち

家庭や地域と連携し、小中学校における個に応じた指導の推進や幼児期の教育の充実に努めるとともに、安全な学校施設の整備を進めます。また、地域の風土に根ざした学習環境を取り入れ、地域への愛着や市の一体感を育む学校教育を推進するとともに、生涯学習については、学習内容の充実や生涯学習関連施設の利便性の向上を図ることに加え、市民活動やイベントを支援するなど、さまざまなニーズに応じた学習環境の向上に努めます。

青少年の健全育成については、家庭・学校・地域が一体となって、青少年が明るい未来を切り拓いていく力を養えるよう支援します。

また、大井川河川敷の活用をはじめ、各種スポーツ施設・広場・公園等の充実や、市民スポーツの普及・促進とレベルアップに努めます。

さらに、文化・芸術活動の振興のため、地域の伝統や祭りの継承、質の高い文化・芸術に触れる場の拡大など、市民が取り組む文化・芸術活動を支援します。特に、当市で育まれてきた茶の文化については、市民の理解と愛着を一層深める取組を進め、広く全国・世界へと発信し、市の文化として広くアピールします。

地域に残る歴史資源については、保全するだけでなく、市民の誇りとなるよう一層洗練させて活用していきます。

これらの取組により、人を育て、歴史を大切に新しい文化を創造するまちを目指します。

### 施策の柱

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1 学校教育の充実    | 2 生涯学習の充実    |
| 3 青少年の健全育成   | 4 スポーツの振興    |
| 5 文化・芸術活動の振興 | 6 歴史資源の保存と活用 |

## (大綱 7) 市民と行政がともに創る、活力に満ちたまち

### ～まちづくりの進め方～

右肩上がりの経済に支えられていた時代においては、行政は幅広い分野でさまざまな公共サービスを提供してきました。しかし、現在の国・地方を通じた厳しい財政状況の中にあっては、これまでの行政システムでは、高度化・多様化する市民ニーズや複雑化する地域課題に全て対応することは困難な状況になっています。その一方で、市民は、社会貢献や自己実現に関心を持ち、それぞれの立場で自主的・自発的な取組を行う市民活動をさまざまな分野で活発に行っています。

これからのまちづくりでは、市民と行政がそれぞれの特性に応じて責任や役割を分担しながら、相互の信頼と理解の上に共通の目的に向かって協力して働く「協働」の必要性がさらに高まってきます。このような取組を拡大し、定着させていくことが、自治の基本ともいえる市民主体のまちづくりにつながります。

そのため、自主性・自発性・自立性を大切にする環境を整えながら、適切な役割分担のもとに公共サービスを担う市民活動を側面的に支援します。市民及び市民活動団体の柔軟な視点が政策に反映されるよう政策形成過程への参画を進めることにより、

まちの課題について考え、その解決に向けて主体的に取り組む、話し合い、助け合いのまちづくりを進めます。

また、性別、年齢などにかかわらず、一人ひとりが命の尊さや個を尊重し、だれもが平等に活躍できる社会の形成を目指します。

こうした信頼関係に基づく協働のまちづくりを進める上では、その大前提として、行政にあっては、透明性の高い開かれた行財政運営を進めるとともに、効率的かつ効果的な施策展開を進めます。また、地方分権の進展や社会経済状況の変化に伴う行政課題の複雑化、多様化に的確に対応するために、行政組織の見直しを行うとともに、人材の育成に努め、行政サービスの向上と効率化・迅速化による質の高い行政経営を目指します。さらに、公共施設の適正な更新及び配置を図るとともに、長期的視点に立った「選択と集中」による計画的な施策の展開を進め、健全な財政運営に努めます。

そして、国内外との交流を積極的に推進するとともに、行政や民間企業を含めた市民自らが当市の魅力を再認識し、国内外に広くPRして認知度を高め、存在感のある都市となることを目指します。

これらの取組により、市民と行政がともに創る、活力に満ちたまちを目指します。

### 施策の柱

- 1 市民参加・地域主体のまちづくりの推進
- 2 人権の尊重、男女共同参画社会の形成
- 3 公共施設の整備と適正配置
- 4 国内外の地域との交流促進
- 5 開かれた行政と行財政の効率化

## 基本理念

ここにしかない「個性」を大切に  
どこよりも「元気」に  
ともに支え合い「協働」して

## 将来像

人と産業・文化の交流拠点 水と緑の健康都市 島田

## 大綱1 都市基盤が充実し、ひとやもの、情報が活発に交流するまち

## 施策の柱

- 1 全国・世界へ広がる物流・交流拠点の形成
- 2 総合的な道路網の整備
- 3 公共交通基盤の整備
- 4 住環境の整備
- 5 公園緑地の整備
- 6 魅力ある景観の保全
- 7 地域情報化と電子自治体の推進

## 大綱2 市民が安全・安心に暮らせるまち

## 施策の柱

- 1 危機管理体制の強化
- 2 地震、風水害、土砂災害対策の充実
- 3 消防・救急・救助体制の充実
- 4 地域防犯体制の強化
- 5 交通安全対策の充実
- 6 消費生活対策の充実

## 大綱3 産業がいきいきと活発なまち

## 施策の柱

- 1 農林業の振興
- 2 工業の振興
- 3 商業・サービス産業の振興
- 4 観光の振興



**大綱4 だれもが健やかで幸せに暮らせる健康・福祉のまち**

**施策の柱**

- 1 地域福祉の推進
- 2 子ども・子育て支援の推進
- 3 高齢者福祉の推進
- 4 障害者福祉の推進
- 5 健康づくりの推進
- 6 地域医療の充実
- 7 国民健康保険事業の健全な運営

**大綱5 自然と共生する資源循環型のまち**

**施策の柱**

- 1 環境への負荷を低減させるまちづくりの推進
- 2 循環型社会の推進と生活環境の保全
- 3 自然環境の保全と活用
- 4 環境教育の充実

**大綱6 人を育て、歴史を大切に新しい文化を創造するまち**

**施策の柱**

- 1 学校教育の充実
- 2 生涯学習の充実
- 3 青少年の健全育成
- 4 スポーツの振興
- 5 文化・芸術活動の振興
- 6 歴史資源の保存と活用

**大綱7 市民と行政がともに創る、活力に満ちたまち～まちづくりの進め方～**

**施策の柱**

- 1 市民参加・地域主体のまちづくりの推進
- 2 人権の尊重、男女共同参画社会の形成
- 3 公共施設の整備と適正配置
- 4 国内外の地域との交流促進
- 5 開かれた行政と行財政の効率化

